

I 調査の概要

1 調査の内容

(1) 調査の目的

本調査は、労働組合を対象として、労働環境が変化する中での労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で行われる団体交渉、労働争議及び労働協約の締結等の実態等を明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の範囲

ア 地域

全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）による次に掲げる 16 大産業

- (ア) 鉱業，採石業，砂利採取業
- (イ) 建設業
- (ウ) 製造業
- (エ) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (オ) 情報通信業
- (カ) 運輸業，郵便業
- (キ) 卸売業，小売業
- (ク) 金融業，保険業
- (ケ) 不動産業，物品賃貸業
- (コ) 学術研究，専門・技術サービス業
- (サ) 宿泊業，飲食サービス業
- (シ) 生活関連サービス業，娯楽業
- (ス) 教育，学習支援業
- (セ) 医療，福祉
- (ソ) 複合サービス事業
- (タ) サービス業（他に分類されないもの）

ウ 労働組合

上記イに掲げる産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合（単位組織組合及び単一組織組合（本部組合、連合扱組合及び支部等の単位扱組合））のうちから、産業、労働組合員数規模、都道府県、労働組合の種類別に層化して無作為に抽出した約5,200労働組合

(3) 調査事項

ア 労働組合の属性等に関する事項

- (ア) 労働組合の種類
- (イ) 労働組合の組織率階級

- (ウ) 企業外上部組織（産業別組織）加盟の有無
- (エ) 企業外上部組織（地域別組織）加盟の有無
- (オ) 労使協議機関の有無
- (カ) 苦情処理機関の有無

イ 労使関係についての認識に関する事項

- (ア) 労使関係の維持についての認識

ウ 正社員以外の労働者に関する事項

- (ア) 正社員以外の労働者の有無及び比率階級
- (イ) 就業形態別労働者の有無
- (ウ) 就業形態別組合員の有無、組合加入資格の有無
- (エ) 過去1年間ににおける事項別話合いの状況、事項別労働協約による規定の状況

エ 労使間の交渉事項等

- (ア) 過去3年間ににおける事項別労使間の交渉の状況、事項別労働協約改定等の状況

オ 団体交渉に関する事項

- (ア) 過去3年間ににおける団体交渉の実施の有無、1年平均交渉回数、1回平均所要時間及び交渉形態
- (イ) 過去3年間に団体交渉が行われなかった場合、その理由

カ 労働争議に関する事項

- (ア) 過去3年間ににおける労働争議の有無
- (イ) 過去3年間ににおける争議行為、第三者機関の関与の状況
- (ウ) 過去3年間に争議行為がなかった場合、その理由
- (エ) 過去3年間に労働争議がなかった場合、その理由
- (オ) 争議行為開始の際の予告についての取決めの有無、予告方法、予告期間及び予告内容

キ 労使間の諸問題の解決手段に関する事項

- (ア) 労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段

ク 労働協約の締結に関する事項

- (ア) 労働協約の締結の有無
- (イ) 正社員以外の労働者への労働協約の適用状況
- (ウ) 労働協約の周知方法
- (エ) 包括協約の有無
- (オ) 包括協約の有効期間の定めの有無及び有効期間
- (カ) 包括協約の自動延長規定、自動更新規定の有無

ケ 労働協約の承継に関する事項

- (ア) 過去3年間ににおける企業組織の再編等の実施の有無
- (イ) 企業組織の再編等に伴う労働協約の承継についての話合い状況

(4) 調査の時期

令和2年6月30日現在の状況について、同年7月に調査を実施した。
ただし、石川県においては同年10月に調査を実施した。

(5) 調査の方法

厚生労働省から都道府県労政主管課及び労政主管事務所を経由して調査客体労働組合に対し調査票を配布（一部郵送を含む。）し、調査客体労働組合が調査票に記入した後、都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査票を回収（一部郵送を含む。）して厚生労働省に郵送した。

なお、インターネットを利用したオンライン報告方式を併用している。

(6) 調査機関

厚生労働省－都道府県労政主管課－労政主管事務所－労働組合

(7) 集計・推計方法

産業、労働組合員数規模等の区分ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(8) 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

調査客体数 5,161 有効回答数 3,335 有効回答率 64.6%

2 標本設計

労働組合の抽出は次のとおり行った。

(1) サンプルフレーム

本調査は、令和元年労働組合基礎調査結果より作成した労働組合リストをサンプルフレームとした。

(2) 抽出方法

ア 抽出方法は、労働組合を抽出単位とする層化一段抽出とした。

イ 層化基準は、産業（16 区分）及び労働組合員数規模（6 区分）とした。ただし、連合扱組合については、別枠での抽出とし、層化は行わなかった。

(3) 目標精度

産業（16 区分）、労働組合員数規模（6 区分）別に特定の属性を持つ労働組合の割合について、標準誤差が 6 % 以内となるよう下記の算式により標本労働組合数を決定した。

ただし、標本労働組合数を都道府県、労働組合の種類別に配分する際は、母集団労働組合数が少ない区分においても一定の標本労働組合数を確保するため、都道府県及び労働組合の種類別に前年から大きく変動しないよう、前年の標本労働組合数の比率等に基づき配分している。

$$S_i = \sqrt{\frac{N_i - n_i}{N_i - 1} \cdot \frac{P(1 - P)}{n_i}}$$

S_i : 目標精度（比率の標準誤差）

N_i : 母集団労働組合数

n_i : 標本労働組合数

P : 特定の属性を持つ労働組合の割合 (= 50%)

i : 産業、労働組合員数規模区分

3 達成精度

(1) 標準誤差

ア 「本部組合、連合扱組合及び単位労働組合の計」以外

達成精度計算は、「労使関係の維持について『安定的に維持されている』と回答した労働組合の割合」についての標準誤差 $\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}$ を、下記の通り求めることにより行った。

$$\hat{V}(\hat{R}) = \frac{1}{N^2} \sum_{h=1}^L N_h (N_h - n_h) \left(\frac{Var(X_h)}{n_h} \right)$$

ただし、

$h = 1, \Lambda, L$: 層

n_h : 第 h 層における標本労働組合数

N_h : 第 h 層における母集団労働組合数

$$N = \sum_{h=1}^L N_h, \quad Var(X_h) = \frac{1}{n_h - 1} \sum_{i=1}^{n_h} (X_{hi} - \bar{X}_h)^2, \quad \bar{X}_h = \frac{1}{n_h} \sum_{i=1}^{n_h} X_{hi}$$

X_{hi} : 第 h 層の第 i 労働組合が労使関係の維持について「安定的に維持されている」と回答したか否か (可 = 1, 否 = 0)

イ 「本部組合、連合扱組合及び単位労働組合の計」

達成精度計算は、「労使関係の維持について『安定的に維持されている』と回答した労働組合の割合」についての標準誤差 $\sqrt{\hat{V}(\hat{R})}$ を、下記の通り求めることにより行った。

$$\begin{aligned} \hat{V}(\hat{R}) = \hat{R}^2 & \left[\left\{ \sum_{h=1}^L \sum_{j=1}^3 \left(\frac{N_h^j}{N} \right)^2 \left(\frac{1}{n_h^j} - \frac{1}{N_h^j} \right) \frac{Var(X_h^j)}{(X)^2} \right\} + \right. \\ & \left(\frac{r}{N} \right)^2 \frac{1}{(X)^2} \frac{N^4 - n^4}{N^4} \left\{ \left(\sum_{h=1}^L \sum_{i=1}^{n_h^4} (X_{hi}^4)^2 \right) - \left(\left(\frac{2}{n^4 - 1} \sum_{h=1}^L \sum_{i < k}^{n_h^4} X_{hi}^4 X_{hk}^4 \right) + \right. \right. \\ & \left. \left. \left(\frac{2}{n^4 - 1} \sum_{h < g}^L \left(\sum_{p=1}^{n_h^4} X_{hp}^4 \right) \left(\sum_{q=1}^{n_g^4} X_{gq}^4 \right) \right) \right\} \right] \end{aligned}$$

ただし、

$h = 1, 2, \dots, L$: 層

n_h^j : 第 h 層における標本労働組合数 (j=1 のとき単位組織組合、j=2 のとき単位扱組合、j=3 のとき本部組合、j=4 のとき連合扱組合)

N_h^j : 第 h 層における母集団労働組合数 (j=1 のとき単位組織組合、j=2 のとき単位扱組合、j=3 のとき本部組合、j=4 のとき連合扱組合)

X_{hi}^j : 第 h 層の第 i 労働組合における労使関係の維持の認識について「安定的に維持されている」と回答したか否か (可 = 1, 否 = 0) (j=1 のとき単位組織組合、j=2 のとき単位扱組合、j=3 のとき本部組合、j=4 のとき連合扱組合)

Y_{hi}^j : 第 h 層における第 i 労働組合数 (= 1) (j=1 のとき単位組織組合、j=2 のとき単位扱組合、j=3 のとき本部組合、j=4 のとき連合扱組合)

r : 連合扱組合の還元倍率

$$\begin{aligned} N &= \sum_{h=1}^L \sum_{j=1}^4 N_h^j, \quad N^4 = \sum_{h=1}^L N_h^4, \quad n^4 = \sum_{h=1}^L n_h^4, \quad \bar{X} = \frac{1}{N} \sum_{h=1}^L \left[\sum_{j=1}^3 \frac{N_h^j}{n_h^j} \sum_{i=1}^{n_h^j} X_{hi}^j + r \sum_{i=1}^{n_h^4} X_{hi}^4 \right] \\ \hat{R} &= \frac{\sum_{h=1}^L \left[\sum_{j=1}^3 \frac{N_h^j}{n_h^j} \sum_{i=1}^{n_h^j} X_{hi}^j + r \sum_{i=1}^{n_h^4} X_{hi}^4 \right]}{\sum_{h=1}^L \left[\sum_{j=1}^3 \frac{N_h^j}{n_h^j} \sum_{i=1}^{n_h^j} Y_{hi}^j + r \sum_{i=1}^{n_h^4} Y_{hi}^4 \right]} \end{aligned}$$

(2) 達成精度結果

達成精度の結果は、次の表の通りである（「労使関係の維持について『安定的に維持されている』と回答した労働組合の割合」）。推計値を中心としてその前後に標準誤差の2倍の幅を取れば、その区間に全数調査から得られるはずの値（真値）が約95%以上の確率で存在すると考えてよい。

ア 本部労働組合及び単位労働組合の計

産 業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	51.1	1.5
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	55.6	4.9
建 設 業	57.9	3.2
製 造 業	50.2	3.7
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	83.0	2.4
情 報 通 信 業	60.8	2.3
運 輸 業 , 郵 便 業	43.9	4.0
卸 売 業 , 小 売 業	60.5	3.7
金 融 業 , 保 険 業	67.6	3.2
不 動 産 ・ 物 品 賃 貸 業	47.2	6.4
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	53.2	3.1
宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	44.3	3.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	46.3	3.0
教 育 , 学 習 支 援 業	24.2	3.7
医 療 , 福 祉	26.3	3.1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	31.3	3.1
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	59.2	3.4

イ 連合扱組合

産 業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	49.6	4.4

ウ 本部組合、連合扱組合及び単位労働組合の計

産 業	推計値 (%)	標準誤差 (%ポイント)
調 査 産 業 計	51.1	1.5

4 調査結果利用上の注意

- (1) 本調査は調査体系の見直しにより、従来の「労働組合実態調査」、「労働組合活動実態調査」、「労働協約等実態調査」及び「団体交渉と労働争議に関する実態調査」を再編したものである。
- (2) 統計表中の「平成 27 年調査」は平成 27 年「労使間の交渉等に関する実態調査」を、「平成 29 年調査」は平成 29 年「労使間の交渉等に関する実態調査」を、「平成 30 年調査」は平成 30 年「労働組合活動等に関する実態調査」をそれぞれ指す。
- (3) 平成 27 年調査、平成 29 年調査は「本部組合」、「連合扱組合」及び「単位労働組合」を、平成 30 年調査は「本部組合」及び「単位労働組合」を調査対象としている。

過去の調査の数値は、原則として本調査と調査対象範囲が同一で比較可能なもののみを掲載している。
- (4) 本調査は標本調査であるので、母集団に復元したものを調査結果として表章している。
- (5) 統計表に用いている符号は次のとおりである。
 - ア 「0.0」は、表章単位数値未満のものを示す。
 - イ 「―」は、該当数値がないものを示す。
 - ウ 「・」は、項目があり得ないものを示す。
 - エ 「…」は、上記以外で数値がないもの、又は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
 - オ 数値の右に「*」が付されているものは、分母となるサンプル数が 1 以上 3 未満のものを示し、統計の精度に問題があるため、利用する際は注意を要する。
- (6) 統計表等の数値は、表章単位未満を四捨五入しており、項目の和が計の数値に合わないことがある。

5 集計事項一覧表

●=表頭事項 ○=表側事項 △=欄外事項 基=労働組合基礎調査 ■=未収録(表頭事項) □=未収録(表側事項) ▲=未収録(欄外事項)

調査票の 項目番号 調査事項		本報告書における 統計表番号		第 1 表	第 2 表	第 3 表	第 4 表	第 5 表	第 6 表			
		原表番号	第 1 1 表	第 1 2 表	第 2 表	第 3 表	第 4 表	第 5 表	第 6 表	第 7 1 表	第 7 2 表	第 7 3 表
基	労働組合の属性	産業	■	○	○	○	○	○	○			
基		企業規模	□	○	○	○	○	○	○			
基		労働組合員数規模	□	○	○	○	○	○	○			
3		労働組合の種類	▲	●▲	○▲	○▲	○▲	○▲	○▲	▲	▲	▲
4		労働組合の組織率階級	□		●	□	○	○				
5		企業外上部組織（産業別組織）加盟の有無	□	○	□	□	□	□	□			
6		企業外上部組織（地域別組織）加盟の有無	□	○	□	□	□	□	□			
7		労使協議機関の有無	□	○	□	□	□	□	□			
8		苦情処理機関の有無	□	○	□	□	□	□	□			
9	労使関係に ついての認識 に関する事項	労使関係の維持についての認識				●		□	□			
10	正社員以外の 労働者に 関する事項	正社員以外の労働者の有無	□		□	□	●	□	□			
11		正社員以外の労働者の比率階級	□		□	□	●	□	□			
12, 16, 17		パートタイム労働者の有無、組合加入資格の有無、組合員の有無						●△		▲	▲	▲
13, 18, 19		有期契約労働者の有無、組合加入資格の有無、組合員の有無						●△		▲	▲	▲
14, 20, 21		嘱託労働者の有無、組合加入資格の有無、組合員の有無						●△		▲	▲	▲
15, 22, 23		派遣労働者の有無、組合加入資格の有無、組合員の有無						●△		▲	▲	▲
24		過去1年間に正社員以外の労働者に関して使用者側と話し合いが持たれた事項							●△	■□	■□	■□
25		過去1年間に正社員以外の労働者に関して団体交渉が行われた事項							●△	■□	■□	■□
26		過去1年間に正社員以外の労働者に関して労使協議機関での話し合いが行われた事項							●△	■□	■□	■□
27		過去1年間に正社員以外の労働者に関して労働協約の規定がある事項										
28	労使間の 交渉事項等	何らかの労使間の交渉があった事項										
29		使用者側と話し合いが持たれた事項										
30		団体交渉が行われた事項										
31		労使協議機関での話し合いが行われた事項										
32		労働争議が生じた事項										
33		使用者側から一方的に説明・報告・通知等がなされた事項										
34		労働協約の改定がなされた又は新たに労働協約の規定が設けられた事項										
35		過去3年間に於ける団体交渉の有無					□	□				
36	団体交渉に 関する事項	過去3年間に於ける団体交渉の1年平均交渉回数										
37		過去3年間に於ける団体交渉の1回平均所要時間										
38		過去3年間に於ける団体交渉の交渉形態										
39		過去3年間に於ける団体交渉を行わなかった理由										
40	労働争議に 関する事項	過去3年間に於ける労働争議の有無										
41		過去3年間に於ける争議行為、第三者機関の関与の状況										
42		過去3年間に於ける争議行為がなかった理由										
43		過去3年間に於ける労働争議がなかった理由										
44		争議行為開始の際の予告に関する取決めの有無										
45		争議行為開始の際の予告方法										
46		争議行為開始の際の予告期間										
47		争議行為開始の際の予告内容										
48	労使間の 諸問題の解決 手段に関する 事項	労使間の諸問題を解決するために今後最も重視する手段										
49	労働協約の 締結に関する 事項	労働協約の締結の有無					□	□	□			
50		正社員以外の労働者への労働協約の適用状況					□	□	□			
51		労働協約の周知方法										
52		労働協約における包括協約の有無										
53		労働協約における有効期間の有無										
54		労働協約における有効期間										
55		労働協約における有効期間の自動延長規定及び自動更新規定の有無										
56	労働協約の 承継に関する 事項	過去3年間に於ける企業組織の再編等の実施の有無										
57		労働協約承継についての話し合い状況										

「政府統計の総合窓口（e-stat）」（<http://www.e-stat.go.jp/>）においては未収録項目を含め掲載しています。

[illegible]